2）金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

区　　分	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
①有価証券及び投資有価証券	23,579,112,369	24,013,070,000	433,957,631
②割賦元金	412,017,331,153	479,086,107,033	67,068,775,880
③水資源債券	(17,700,000,000)	(17,719,650,000)	(19,650,000)
④長期借入金	(391,660,354,664)	(432,486,619,462)	(40,826,264,798)

㈱　負債に計上されているものは、（　）で示しております。

割賦元金は流動資産に計上されているものを含み、水資源債券及び長期借入金は流動負債に計上されているものを含んでおります。

金融商品の時価の算定方法及び有価証券等に関する事項

①有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

②割賦元金

割賦元金の時価については、その将来キャッシュフローを国債利回りで割り引いて算定する方法によっております。

当期償還を開始する事業に係る分（貸借対照表計上額35,277,110,169円）については、負担者との協議及び主務大臣の認可未了のため、将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「②割賦元金」には含めておりません。

③水資源債券

当機構の発行する水資源債券の時価については、市場価格によっております。

④長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同額の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑶　賃貸等不動産の時価等

当機構は、将来の使用見込みがなく遊休状態である土地、建物等を有しております。これらの賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりであります。

（単位：円）

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
523,391,935	1,083,399,127	1,606,791,062	2,566,662,711

（注１）貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

（注２）当期増減額は、次のとおりであります。

遊休状態となった不動産の追加による増加　1,849,062,523円

減損額計上による減少　714,804,690円

売却等による減少　50,858,706円

（注３）当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて当機構で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

⑷　資産除去債務

当機構は、石綿含有吹き付け材を使用した事業用建物を有しております。これらについては、中期計画等において解体の予定はなく、また、管理業務を実施する上で必要な資産であり、囲い込み等を実施しており、今後も適切な維持管理を行いながら使用を継続し、解体を行う予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

⑸　不要財産に係る国庫納付等

不要財産に係る国庫納付等については、次のとおりであります。

①	資産種類		土地、建物	土地、建物
②	資産名称		仁戸名宿舎Ｄ	成田宿舎
③	帳簿価額	⑴取得価額	9,531,397円	27,478,083円
		⑵減価償却	1,325,807円	5,187,949円
		⑶減損額	―	731,304円
		⑷帳簿価額	8,205,590円	21,558,830円
④	不要財産となった理由		独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月７日閣議決定）において、国庫納付することとされたため	独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月７日閣議決定）において、国庫納付することとされたため
⑤	国庫納付等の方法		独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付
⑥	譲渡収入の額		11,000,000円 (2,727,006円)	9,950,000円 (7,462,500円)
⑦	控除費用		830,828円 (―)	755,853円 (334,843円)
⑧	国庫納付等の額 納付等年月日	⑴国庫納付額	2,727,006円	7,127,657円
		納付年月日	平成27年４月16日	平成27年４月16日
		⑵地方公共団体への払戻額	―	―
		納付年月日	―	―
		⑶その他民間等への払戻額	―	―
		納付年月日	―	―
⑨	減資額		―	―
⑩	備考		―	―

㈱　③の帳簿価額は、負担金を財源とした部分を含んでおります。

⑥⑦の下段（　）書きは、政府からの支出を財源とした部分であります。

⑧の国庫納付額は、平成26年度の損益計算書に国庫納付金として計上済みであります。

⑨については、国庫補助金等により取得した固定資産であることから、減資の対象としておりません。